

沼田川漁業協同組合内水共第50号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、沼田川漁業協同組合（以下「組合」という）の有する内水共第50条第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。) 区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ふなをいう。以下同じ。）の採捕(以下「遊漁」という。) についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣の遊漁による場合には口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には、第10条の規定にする場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後その者の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表に掲げる漁具、漁法による遊漁は、行ってはならない。

| 漁具, 漁法 |
|----------------------|
| 投網、ほこつき、たも網(にぎり網を含む) |

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| ア 魚 種 | イ 期 間 |
|---------|----------------|
| ふ な 漁 業 | 1月1日から12月31日まで |

(禁止区域)

第5条 前条の規定に係わらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄掲げる漁具、漁法に

よる遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

| ア 区 域 | イ 漁具、漁法 | ウ 期 間 |
|--|------------------|-----------------|
| 三原市大和町中央大橋上流から一万橋下流までの区域(椋梨ダム) | 竿釣 | 9月10日から11月10日まで |
| 三原市大和町中央大橋より下流の区域のうち (1) 中国電力株式会社の設置の取水塔中心から貯水池側20メートル上下流20メートルの点を通り取水トンネル中心線との垂線および平行線で囲まれた区域 (2) 椋梨ダム堤体左岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「No.211 推砂測量標識」とダム堤体右岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダム堤体までの区域 | 全漁具、漁法 | 1月1日から12月31日まで |
| 三原市大和町中央大橋(椋梨ダム)から上流全て | 竿釣を除く 全漁具、全漁法 | 1月1日から12月31日まで |

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1項の場合において 遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第4項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

| 魚 種 | 漁 具, 漁 法 | 遊 漁 料 | |
|-----|----------|---------|-----------|
| ふ な | 手釣、竿釣 | 日券 700円 | 年券 2,000円 |

- 2 第1項の規定に係わらず、中学校の生徒であって、30人以上が一括遊漁承認申請した場合は、1人当たり年券500円を遊漁料の額とする。
- 3 第1項の規定に係わらず、内水共第49号に係る遊漁承認証を購入した遊漁者は、その遊漁承認証の漁具、漁法によりふなを採捕することができる。
- 4 遊漁料の納付は次の場所においてしなければならない。
ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付

することができる。

| | 納付場所 | 住所 | 電話番号 |
|-----|--------------|------------------|----------------|
| (1) | 沼田川漁業協同組合 | 東広島市河内町中河内 569-3 | (082) 437-1492 |
| (2) | その他組合が指定する場所 | | |

5 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知をはかる。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視委員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

(1) 三原市大和町大字和木王子原福源橋から一万橋下流側に至るまでの椋梨川の区域

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする

(漁場監視員)

第9条 漁場監視委員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視委員は、別記様式第2号の漁場監視委員証を携帯し、かつ、漁場監視委員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。

(様式第 1 号)

遊 漁 承 認 証

表

裏

| | |
|----------------|--------|
| NO _____ | |
| 遊漁承認証 | |
| 下記の通り遊漁を承認します。 | |
| 1. 遊 漁 者 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 年 令 | 才 |
| 2. 承 認 期 間 | から まで |
| 3. 魚 種 | |
| 4. 漁具・漁法 | |
| 5. 遊 漁 区 域 | 沼田川全区域 |
| 6. 遊 漁 料 | |
| 年 月 日 | |
| 沼田川漁業協同組合 ㊤ | |

| |
|--|
| 注 意 事 項 |
| 1 遊漁者は遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。 |
| 2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 |
| 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 |
| 4 遊漁に際しての事故については、当組合は一切その責任を負わない。 (遊漁に際し守るべき事項) |
| 5 遊漁中は相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 |
| 6 友釣り専用区(解禁日より8月10日まで) 駒原頭首工～免開橋まで、ウナギ籠・投網、その他の漁は出来ません。 |
| 7 棕梨川のダムより上流部(解禁日より全期間)、友釣り専用区(7月10日よりから釣り・チャグリ含む) 但し中央大橋～一万橋の間、9月10日～11月10日は産卵上に指定されている為禁止 |
| 8 遊漁者は、次はかかげる区域における川底を攪拌してはならない。 (1) 三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流 700メートルの線に至るまでの沼田川の区域 (2) 三原市大和町大字和木王子原福源橋から一万橋下流側に至るまでの棕梨川の区域 |
| 9 遊漁者は、大網、スガ網、瀬張り網を使用しての漁をしてはならない。 |

(様式第2号)

漁場監視員証

表

| | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 漁場監視員証 | |
| 次の者は、沼田川漁業協同組合の漁場監視員であることを証明する。 | |
| 住 所 | 東広島市河内町中河内 569-3 |
| 監視員氏名 | ○ ○ ○ ○ |
| 有効期間 | 1年間 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 |
| | 年 月 日 |
| 発行者 | 東広島市河内町中河内 569-3 沼田川漁業協同組合 |

裏

| | |
|-------------|---|
| 注意事項 | |
| 1 | 漁場監視員は、遊漁規則及び行使規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。 |
| 2 | 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯しかつ漁場監視員であることを、表示する腕章をつけるものとする。 |